



子どもの支援を考える
研修テキストシリーズ

02

児童発達支援・放課後等デイサービス

身体拘束等の適正化

自由と安全をともに支える

研修・訓練テキスト



はじめに

自由と安全をともに支える

「今日は20分、座って参加できました」。記録だけなら、支援はうまくいったように見えます。でも、椅子の前には机がぴったりと置かれ、子どもは自分で立てなかったとしたら。

本書では、動きを止めることと、安心して参加できることの違いから身体拘束等の適正化を学びます。日常の介助を見直し、危険を減らす方法を増やし、緊急時の判断と解除を考えます。登場する場面・事例はすべて研修用の架空例です。

本書で身につけること

- ✓ 身体拘束等を道具や行為の名称だけで判断せず、本人が受ける制限、目的、意思、時間を具体的に説明できる。
- ✓ 切迫性・非代替性・一時性をその場の情報で検討し、人員不足や保護者同意を例外要件の代わりにならない判断ができる。
- ✓ 緊急時の安全確保と役割分担を行い、解除の再評価、身体状態の観察、記録と報告をつなげられる。
- ✓ 拘束件数だけでなく本人の安心と参加を評価し、個別支援と事業所の体制を改善できる。

学び方

まず本文を読み、日々の支援と重なる場面を探してください。ケースでは解説を先に読まず、「何を確かめ、どう動くか」を自分の言葉にします。話し合いと訓練の後は、現場で変えることを一つ決め、実行した結果まで確かめます。

事例は学習用の架空例です。制度上必要な措置と本書の運用例を区別し、事業所の指針・計画と合わせて使用してください。7分野は実務上の整理であり、法律上「7種類の法定研修」と定義されているものではありません。

CONTENTS

目次

第1章 静かに座っている。その理由は何か	5
第2章 小さな意思表示を、判断の手がかりに	6
第3章 原則禁止と、例外の三要件	6
第4章 行動の少し前に目を向ける	7
第5章 日常の介助に隠れた制限	8
第6章 「やめて」の代わりに、何を用意するか	9
第7章 危険な対応を、別の行動に置き換える	9
第8章 三要件を、その場の事実で考える	10
第9章 安全を確保し、解除を遅らせない	11
第10章 応援が動ける報告をする	12
第11章 同意だけでは埋まらない説明	13
第12章 開始から解除までをたどれる記録	14
第13章 件数ゼロの報告から、もう一步	15
第14章 自由と参加が戻ったかを確認する	16
第15章 ケースで考える 何を確認め どう動くか	17
第16章 個人ワーク「危険だった」を具体化する	21
第17章 机上 実動訓練 応援 観察 解除判断をつなぐ	22
第18章 理解度確認 判断を言葉にする	26
第19章 解答 解説 必要性和代替策を確認する	28
第20章 研修後の確認 三要件を自分の言葉で説明する	32
第21章 現場点検 原則禁止が実際に働いているか	33
第22章 A4一枚クイックリファレンス	34
第23章 自由と安全を支える仕組みを続ける	35
法令と参考資料	36
研修と補講の記録	38
改善の記録	39
事業所の確認欄・改訂履歴	40

BEFORE LEARNING

いまの自分の判断を確かめる

前のページの到達目標を読み、各項目について「説明できる」「迷う」「まだ経験がない」を選びます。できない点を探して終えるのではなく、今日練習する行動を一つ選んでください。

到達目標	研修前の状態	確かめたい場面
目標 1	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 2	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 3	説明できる・迷う まだ経験がない	
目標 4	説明できる・迷う まだ経験がない	

最近、判断に迷った場面

研修後にできるようになりたいこと

この記入は人事評価のためではありません。経験や職種による違いを持ち寄り、同じ場面をどう捉えるかを比べるために使います。

01

静かに座っている。その理由は何か

視点

身体拘束等は身体を縛る行為だけを意味するものではありません。子どもが立ち上がれないよう机で囲む、退出できない部屋に置く、嫌がっているのに離せないよう身体を保持するなど、行動の自由を制限する対応も検討の対象です。「保護」「介助」「クールダウン」と呼んでいても、実際に何をしているかで考えます。〔1〕〔3〕

「落ち着いた」を確かめる

机に囲まれた子どもは、手元の教材を見ています。立ち上がりず、声も出していません。それでも「安心して参加した」とは、まだ分かりません。怖さ、疲れ、諦めから動かなくなった可能性もあります。表情、呼吸、身体の緊張を確かめ、援助や休憩を求められるか、選択ややり取りができているかを見ます。静かさだけでは見えなかった支援の課題が、そこに表れます。

自由を制限する対応が続くと、本人の苦痛や不信が増し、次の場面で抵抗が強まる場合があります。それを見た職員が「やはり押さえないと危ない」と考えると、対応は繰り返されます。この循環を変えるには、動きの大きさだけでなく、その前に何があり、本人が何を避けたり求めたりしていたかを見る必要があります。

適正化で目指すのは、危険を予測して支援を組み替え、やむを得ず制限したときも必要性がなくなり次第、終わられる体制です。距離を取れる場所、職員の退路、応援、他児の避難先を準備します。職員自身の負傷を防ぎ、一人で抱え込む状態を変えることが、子どもの自由を守ることにもつながります。

02

小さな意思表示を、判断の手がかりに

差し出された手を、子どもがそっと引きます。「いつも手をつないでいるから」と続ける前に、その変化を受け止めます。嫌なことを断る、休む、安心できる場所を選ぶという意味は、支援の方法を考える情報です。危険がある場面でも聴く工夫を続け、何をするか、どうすれば終わるかを本人に分かる方法で伝えます。保護者に説明したことだけで、本人への説明を済ませることはできません。

意思は言葉だけに表れません。手を引く、視線をそらす、身体を固くする、特定の人に近づくといった反応を、普段の状態で比べます。ただし、同じ動作がいつも同じ意味とは限りません。痛みや姿勢の苦しさ、接触への感覚的な負担などを考え、本人に合う絵・実物・短い言葉で確かめます。職員の解釈は仮説として扱い、本人の確定した意思と混同しません。



安全と意思を一緒に考える

本人の希望をすべて直ちに実現できないこともあります。そのときも「だめ」で終えず、危険を避けながら同じ目的に近づく方法を探します。外へ行きたいなら、安全な行程や時間、同行者、休憩場所を調整します。自由を守ることと、危険を放置することを二者択一にしないことが支援の役割です。

重症心身障害児や医療的ケア児では、姿勢、呼吸、痛みなどの専門的な評価が必要になることがあります。本人の反応と医療・リハビリ等の評価を合わせ、装具の目的や適合を確認します。診断名や強度行動障害という状態像だけで、制限の必要性や方法を決めません。平常時から、安心できる相手、場所、触れられ方を知っておくことが、緊急時の判断を支えます。

03

原則禁止と、例外の三要件

指定通所支援基準第44条は、本人または他の障害児の生命・身体を守るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止しています。例外として実施した場合には記録が必要であり、適正化のための組織的な措置も求められます。放課後等デイサービスにもこの規定が準用されます。〔1〕〔2〕

三つすべてを、その都度確認する

例外の検討では、切迫性、非代替性、一時性の三つをすべて確認します。切迫性は生命・身体に重大な危険が迫っていること、非代替性は身体拘束等以外に代わる方法がないこと、一時性は必要な制限が一時的であることです。三つの言葉を記録用紙に書くだけでは足りません。どの危険が今迫り、何を試し、なぜ足りず、いつ終了できるのかという具体的な事実置き換えます。〔2〕〔3〕

例外は、その子に以後いつでも実施できる許可ではありません。過去の他害、職員の人手不足、保護者の同意は、その場の三要件を省く理由にはなりません。組織として検討した手続を記録し、必要性をその都度確認します。予見できる危険には平常時から代替支援と対応を検討し、突然の危険には救護を遅らせず、直後に組織として経過と判断を確認します。〔2〕

予防を支える体制

事業所には、適正化委員会、指針、研修等の体制整備が必要です。解釈通知では委員会を少なくとも年1回、研修を年1回以上および新規採用時に行う取扱いが示されています。担当者を明確にし、虐待防止委員会や研修と一体で実施する場合も、この分野の検討・学習が迫える記録を残します。実施件数がゼロでも、予防の体制を省くことはできません。〔2〕

児童発達支援・放課後等デイサービスの身体拘束廃止未実施減算は基本報酬の1%で、記録、委員会、指針、研修等の不備を確認します。減算を避けるための書類作成が目的ではなく、必要な措置が実際に働いていることが重要です。適用期間や改善報告の手続は指定権者の資料で確認します。堺市の条例は国の指定基準を採用しており、大阪府の資料を堺市独自の追加義務と混同しないでください。〔4〕〔8〕

04

行動の少し前に目を向ける

片付けの合図の直後に、子どもが積み木を投げました。職員の注意は、飛んだ積み木へ向かいます。まず周囲の安全を確保したうえで振り返りたいのが、その少し前の場面です。終了の予告は伝わっていたか。急に人や音が増えなかったか。体調、睡眠、痛み、予定変更も合わせて確かめます。「わざと困らせた」「この診断だから」で説明を閉じると、変えられる条件まで見えなくなります。

続けたかったのか、次の活動が苦痛だったのか、急な変化に戸惑ったのか。この時点では一つに決められません。予告の方法、終了時刻、移動経路を調整し、本人の反応から確かめていきます。周囲がどう応じたかも記録すると、次の支援を考えやすくなります。原因を確かめるために危険な行動をわざと起こさせることはしません。

周囲を変えて危険を小さくする

危険が高まり始めたら、他児を離す、硬い物を片付ける、要求を一旦止める、人や音を減らすなど、周囲へ働きかけます。言葉をかける人を一人にし、本人の逃げ場と職員の退路を塞がないようにします。大勢で囲んで同時に指示を出すと、本人の緊張や危険を高める可能性があります。

職員には自分の安全を守る準備も必要です。応援の呼び方、他児の避難先、連絡手段が曖昧なまま一人で対応を続けしないでください。落ち着いた後は、罰として活動やおやつを取り上げず、痛みや疲労を確認して安心できる過ごし方へつなぎます。対応の評価は「押さえられたか」ではなく、危険を減らし、本人が自由と参加を取り戻せたかで行います。

PART 2 日常の場面で判断する

05

日常の介助に隠れた制限

椅子から立つたびに、机を少しずつ近づける。いつの間にか、本人には立ち上がる隙間がなくなっている。集団活動で点検したい場面です。活動の目的がやり取りや選択なら、立って参加する、短い時間から始める、途中で休む方法もあります。着席の時間を伸ばした結果、教材に触れることや自分で選ぶことが減っていないかを見ます。

排泄・着替え・食事

排泄や着替えで抵抗があるときは、汚れを早く処理したいという職員の事情と、本人の痛みや羞恥、見通しのなさを分けて考えます。説明や予告、介助者、室温、姿勢などを確認し、急ぐ必要の程度を具体化します。必要なケアであることだけを理由に、抵抗する四肢を恒常的に押さえる方法へ進まないでください。

食事の姿勢援助と、食べさせるために頭や身体を動かさなくする対応も区別して検討します。食べにくさには体調、嚥下、姿勢、食形態などが関係します。口を開けないことを反抗とみなさず、専門職や保護者と必要な評価を行います。本人の拒否が聞き取れない方法で食事を進めないことが大切です。

送迎の装具は目的と適合を見る

送迎では、適切な交通安全上の装具と、職員が独断で追加する過剰な固定を同じに扱いません。車両・装具の要件、本人の姿勢、使用目的、適合、時間、緊急時の対応を確認します。安全のためという名目でも、不適合な固定具の追加は新しい危険を作り得ます。動く理由が不安や長い乗車時間にならないかも調べます。

道具の名前だけでは判断できない場面では、何のために使い、どの動きを、どの程度、いつまで制限し、本人がどう反応しているかを書き出します。その情報を基に、専門的な評価が必要な部分と、職員配置や活動の変更で改善できる部分を分けて検討します。

06

「やめて」の代わりに、何を用意するか

子どもが休憩カードを差し出しました。職員は「あと一つ終わったらね」と返します。カードは机に戻され、しばらくして大きな声が上がりました。この順序を見れば、道具を用意するだけでは足りないことが分かります。本人が伝えられる方法と、大人がその意思表示に応じられる環境を一緒に整えます。代替支援では、拘束の代わりになる道具を探す前に、本人にとって難しい条件そのものを減らします。

活動の終わりが難しい場合には、「最後に何をするか」を選べるようにする、作りかけの作品を次回まで残す、写真やタイマーで予告する方法があります。使える方法は本人によって違います。予告を理解できたか、かえって不安が強まっていないかを見て調整し、時間や要求自体を変えることも検討します。道具を使えたことより、その後を本人が見通せたかが大切です。

現場で選べる方法を増やす

他害の危険が高い場面では、本人を押さえる前に、周囲の子どもを移す、距離を確保する、危険な物へ近づかなくて済む環境を作るなどを考えます。退避できる場所や応援がなければ、個別の工夫だけでは対応できません。管理者は活動の構成や人員配置を見直し、現場に実行可能な選択肢を用意します。

試行する方法は、きっかけと担当を具体化します。「終了5分前に担当が写真で予告し、本人が終わりの行動を二つから選ぶ。隣の班は先に移動して廊下の混雑を減らす」といった形です。実施後は危険の有無とともに、本人が自分で選び、援助を求め、活動に参加できたかを確認します。うまくいかなかった条件を共有して、次の調整へつなぎます。

07

危険な対応を、別の行動に置き換える

「前からこうしています」。その説明には、これまでの工夫も、見直されないまま続いた制限も含まれているかもしれません。現在の目的と必要性を確かめ、次に取れる行動を具体的にします。

避ける対応	問題と置き換える行動
人員が少ない日は毎日固定する	配置の都合だけで自由を奪う。活動・応援・配置を変更し、本人ごとの危険と代替策を再検討する。
同意書があるので毎回の記録を省く	必要性や実際の影響を追えない。各回の態様、時間、心身の状況、理由と解除を残す。
叫ばなくなるまで部屋を施錠する	恐怖と孤立を深め、終了条件が曖昧になる。退出できる静かな場所と見守り、刺激の調整を検討する。
活動中に立たないように机で囲む	参加の形を強制する。短い参加、立位での活動、休憩を選べる構成に変える。
以前危険があったので、今も常に制限する	現在の切迫性と必要性が確認されていない。今の状態と代替支援を再評価する。

胸腹部や頸部を圧迫する、呼吸を妨げる、うつ伏せで押さえ込むなど、重大な危険を伴う対応は行いません。身体状態に異変があれば、活動の継続や記録の完成より救命・救急対応を優先します。研修で身体を使って押さえ付けを再現することも避け、安全確保、観察、応援、連絡の役割を練習します。

制限を止めた後も支援は必要です。危険源を残したまま担当者だけが離れるのではなく、本人と他児の安全、付き添い、休める場所を確かめます。危険な行為を禁止することと、職員を支援のない状態へ置くことを同じにしないでください。

08

三要件を、その場の事実で考える

切迫性を考えるときは、「危ない子」ではなく、「誰の生命・身体に、どのような重大な危険が、どの程度迫っているか」を述べます。過去の危険は予防のための重要な情報ですが、それだけで今の制限を決めることはできません。危険が去った後も同じ必要性があるとは限らないため、経過に応じて評価し直します。〔2〕

非代替性を考えるときは、「ほかの方法が思い付かない」と「他の方法では回避できない」を区別します。他児の退避、活動の中止、刺激の低減、応援、危険物との距離などを検討し、試した結果と、実施できなかった事情を具体的にします。人員不足をそのまま例外の理由にせず、平常時から選べる方法を組織で増やすことが必要です。〔2〕

一時性を考えるときは、「落ち着くまで」という言葉を具体化します。何を見て危険が減ったと判断するのか、代わりにどの見守りへ移れるか、誰が再評価するかを決めます。危険がなくなったのに「また起きるかもしれない」と保持を続けることは、当初の理由だけでは正当化できません。制限を始めた場合も、解除の可能性をその時点から考えます。〔2〕

同じ道具、同じ動作でも実態を見る

手をつなぐ場合には、本人が自ら手を取り、離したいときに離せる援助と、拒否しているのに強く保持し続ける行為では実態が異なります。道路の危険を避ける必要があっても、安全な場所に移った後の継続は改めて評価します。触れたという事実だけでも、安全目的という説明だけでも結論を出しません。

座位保持装置等のベルトも一律には判断できません。姿勢や機能を支える必要性、専門職の評価、適合、本人の反応、目的外使用の有無を確かめます。拘束と考えて独断で外すことも、装具だからと長時間放置することも危険です。評価済みの目的と違う使い方をしていないかを、実際の支援場面で確認します。〔3〕

PART 3 動く・伝える・改善する

09

安全を確保し、解除を遅らせない

- 1 目の危険を確かめる
応援要請と本人や他児の安全確保
- 2 制限しない方法を選ぶ
距離 刺激 課題 配置を調整
- 3 例外を厳格に判断する
切迫性 非代替性 一時性のすべて
- 4 危険が去れば解除する
観察と記録を続け 組織で検証

重大な危険が目の前にあるときは、他児の退避、危険源との距離の確保、刺激や要求の中止、応援要請を進めます。本人に関わる人、他児を守る人、外部へ連絡する人を明確にし、複数の職員が同時に本人へ指示を出さないようにします。職員自身の退路も確保し、危険が解消しない場合は救急・警察等の緊急支援を求めます。

制限せずに安全を確保できる方法がないかを検討し、やむを得ない制限を行った場合は、身体状態の観察と解除の再評価を継続します。実施する人だけで状況を判断せず、可能な限り別の職員が本人の状態と時間を確認します。息苦しさ、意識の変化、強い痛みなどがあれば中止・救命・119番への連絡を優先します。

終わる条件を見失わない

危険が減ったときは、周囲の退避や距離を取った見守りなど、より制限の少ない対応へ移れるかを確認めます。終了の判断を「完全に従う」「謝る」といった服従の条件にしてはいけません。必要性がなくなった制限は速やかに終了し、本人の状態を確認します。

突発的な危険に対し、事前の会議が開けないため救護を待つことはできません。しかし、その緊急判断を次回以降の包括的な許可に変えてはいけません。直後に管理者と関係職員が、何が起こり、どの代替策を取り、何をどれだけ実施したかを確認します。事前検討できなかった事情と、その後の説明・記録・見直しを残します。

対応後は本人が安心して休める場所と担当を確保し、痛みや疲労、関係職員への恐怖などを引き継ぎます。出来事の説明を何度も求めたり、直ちに同じ課題を再開したりせず、本人の反応を踏まえて活動を調整します。

10

応援が動ける報告をする

「パニックです。来てください」。急いで伝えたい言葉ですが、受け手には、何が危険で、どこを手伝えればよいかが見えません。場所、本人と周囲の状態、すでにとった対応、必要な役割を短く伝えます。他児の退避が済んだのかを一言添えるだけでも、応援者の動きが変わります。

報告例：「15時05分、活動終了を伝えた後、Aさんが机を持ち上げようとしています。他児は隣室へ移動しました。要求を止め、私は距離を取って声をかけています。けがは未確認です。廊下の安全確認と連絡担当の応援をお願いします」。この報告なら、他児への対応を重複させず、残る仕事へ応援を向けられます。

報告の先に、検証と外部連絡をつなぐ

身体拘束等を実施した場合は、実施者だけでなく、観察した職員も事実を残し、適正化担当者・管理者へ速やかに報告します。開始前の危険、代替策、実際の態様と時間、本人の状態、解除の判断、現在の対応を整理します。内部で「適正だった」と評価した記載だけで検討を終えず、虐待が疑われる場合は市町村への通報につながります。〔5〕

負傷等の事故報告、保護者説明、虐待通報はそれぞれ確認します。事業所内部の記録票は、行政の公式事故報告様式の代わりにはなりません。報告の対象や方法に迷う場合は、確認できた事実を整理して指定権者へ相談します。誰がどこへ何時に連絡したかを残し、連絡済みという思い込みを防ぎます。

堺市の障害者虐待防止相談窓口は電話・FAX072-280-6262、平日9時から17時30分までです（祝休日・年末年始を除く）。時間外は市役所当直072-233-2800から担当への取次ぎを求めます。生命・身体への緊急危険は119・110を優先します。実際に使う連絡台帳で通常時と時間外の経路を確かめてください。〔7〕

11

同意だけでは埋まらない説明

「けがをしないように、しっかり押さえてください」。保護者からそう頼まれたとき、まず聴きたいのは、どの場面で何を心配しているかです。本人の困りごと、起こり得る危険、これまで有効だった支援を共有し、予防策と意思表示の方法、緊急時の連絡を考えます。事業所で変えられる条件と、専門職による評価が必要な事項を整理します。

説明では、代わりに検討する方法を示します。「けがを防ぎたいという思いは同じです。乗車時間や席、姿勢の評価、同乗体制から見直します」。包括的な同意を先に得ても、その場の必要性を確認したことにはなりません。保護者同意は三要件の代わりにはならず、本人への説明と意思確認も必要です。〔2〕

実施後に伝える事実

実施後には、何が起こり、どの代替策を取り、どのような制限をどのくらい行い、本人がどう反応したかを説明します。「安全のため対応しました」だけでは実態が伝わりません。確認できた身体状態、未確認の影響、医療的確認の必要、今後の連絡時点を区別します。本人が後から痛みや不安を示した場合の連絡方法も相談します。

説明は、同意を取り付けて出来事を終わらせる場ではありません。保護者の見方や家庭での本人の変化を聴き、再発予防に生かします。本人にも理解できる方法で、何が起き、次にどう支援を変えるかを伝えます。本人の反応が乏しくても、説明や配慮が不要になるわけではありません。

予見できる場合の組織的な検討

予見できる場合は、個別支援会議等で組織として検討し、個別支援計画に実施の態様・時間・緊急やむを得ない理由を記載します。その手続の中で、本人・保護者へ十分に説明して了解を得ます。

〔3〕 突発的な危険では救護を遅らせず、直後に説明・組織確認・記録を行います。包括的な了解があっても三要件の確認を省略できません。

12

開始から解除までをたどれる記録

身体拘束等を行った場合の記録には、態様・時間、本人の心身の状況、緊急やむを得ない理由等が必要です。三要件の評価と、組織として確認した手続を追えるようにします。「危険だったため」「保護者同意済み」の一行では、実際の必要性や本人への影響を検証できません。〔2〕

記録は、開始前の状況、危険と代替策、実際の方法・実施者・開始終了時刻、観察事項、解除判断、本人と保護者への説明、救護・報告、後日の見直しの順に整理します。実際の態様を隠して「介助」とだけ書かず、何を制限したかが分かるようにします。ただし、研修で他者が真似するための手技手順へ作り変えるものではありません。

記録例を読み比べる

不十分な例：「他害のためしばらく保持。落ち着いたので解除」。これでは、誰へのどの危険があったか、ほかの方法は何だったか、時間や本人の状態が分かりません。記録者は、見ていないことを補わず、確認が必要な欄を明示します。

記入の組立て例：「15時05分、Aさんが硬い物を持ってBさんの方へ腕を振り上げた。C職員がBさんを移動させ、私は活動の要求を止めた。その後の対応の態様と開始終了時刻は実施者に確認中。15時08分、Aさんは床に座り、私は距離を取って付き添った。呼吸の状態等は観察者の記録を確認する」。これは未完成の経過記録です。実際に確認した者の記録をつなぎ、未確認の態様や時間を推測で埋めません。

解除後の変化と記録の保存

解除後には、その時点で何を根拠に必要性がなくなったと判断したか、その後の見守りや体調確認を残します。翌日の痛み、拒否、関係職員を避ける様子なども支援の見直しに必要です。委員会の対応状況は記録して5年間保存する取扱いです。個別サービス記録等の保存期間・起算日は種類ごとに確認し、BOOK00の保存管理表と照合します。調査中の記録を通常期限だけで廃棄しないでください。

〔2〕

個別の身体拘束等の記録は、指定通所支援基準第54条により、当該支援を提供した日から5年間保存します。委員会の対応状況の5年間保存とは根拠を分け、個別記録の起算日を委員会記録へそのまま当てはめないようにします。〔1〕〔2〕

13

件数ゼロの報告から、もう一步

「今月の身体拘束はゼロでした」。そこで確認を終える前に、日々の「介助」「安全確保」「クールダウン」が実際にどう行われていたかを見ます。本人が動けない、離れられない対応が、別の名称で記録されているかもしれません。適正化委員会では、件数と本人の過ごし方が一致しているかを、現場の観察や職員の迷いから確かめます。

たとえば「毎回静かな部屋で過ごしている」という記録があるなら、本人が選んだのか、退出できるか、誰が見守っているか、活動へ戻る機会があるかを確認します。服薬に関する不適切な依頼、装具の目的外使用、机による囲いなども、記録上の名称にとらわれず検討します。薬は医師の指示と医療的必要性を確認し、職員の都合で増量などを求めません。



指針を、実際に使える手順へ

指針には、原則禁止、組織体制、研修、発生時の対応と報告、記録、説明、検証と解除への取組を具体化します。文書があるだけでは十分ではありません。送迎中に起きたら連絡できるか、管理者不在でも観察と記録を分担できるか、非常勤が指針の場所を知っているかを確かめます。

個別支援会議は本人の背景と具体的な代替支援を検討し、委員会はその結果から配置、設備、研修、指針など事業所全体の条件を見直します。二つの会議で同じ報告を繰り返すだけでなく、誰が何を決めるかを分けてつなぎます。必要に応じ医師、看護職、リハビリ職等や外部の視点を取り入れ、現場だけで解決できない課題を明確にします。

決めた改善は、担当者、実施期限、本人への影響の確認方法まで記録します。職員への周知後には、手順を説明できるか、実際の業務で使えるかを確かめます。使えない手順を「周知済み」で終わらせないことが、次の拘束を防ぐために必要です。

14

自由と参加が戻ったかを確認める

机の配置を変えた後、子どもが自分で立って休み、戻って教材を選んだとします。着席の時間は短くなっても、本人が選べることは増えています。改善を見るときは、拘束の件数や時間に加え、安心と参加の機会を確認めます。外出を一律に断る、長時間別室で過ごさせる、利用を過度に制限することで件数を減らしても、本人の生活が改善したとは限りません。

活動終了時の自傷が続く例では、音、人の移動、終了の予告、次の活動への不安を確認します。そのうえで担当者が予告方法を変え、静かな退出経路と本人が選ぶ終わりの行動を用意します。2週間の試行で、危険な行動の有無、本人の表情や意思表示、参加の時間、職員が実際に取った対応を記録します。体調や感覚面の評価が必要なら専門職につなぎます。

方法が合わなければ、条件を見直す

方法がうまく働かなかった場合は、予告が本人に伝わっていたか、同じ時間に別の刺激が重なっていたか、担当が変わって手順が違わなかったかを調べます。本人に「自傷しない」とだけ要求して終わらず、支援側で変えられる条件を追加します。試行を止める安全条件もあらかじめ共有し、効果を見るために危険を我慢しません。

成功した方法は引き継ぎますが、他の子どもにそのまま適用しません。本人ごとに意味や負担が違うためです。年度末には、実施した制限、制限に至らず解決できた方法、残った課題、補講や専門相談の必要をまとめ、翌年度の訓練と環境整備へ反映します。

15

ケースで考える 何を確かめ どう動くか

事例を読んで自分の判断を書き、班で理由を比較します。情報がない部分を都合よく補わず、今行える安全確保と、追加の確認が必要な判断を分けてください。各ケースの解説は第19章にあります。

ケース1 散歩中に手を離したくなった 初級

小学2年のAさんは出発時に自分から職員の手を取りました。公園までの歩道で手を引き、職員の指を外そうとしています。あと少しで車の出入りする駐車場の前です。公園の入口には広い待機場所があります。職員は「最初につないだのだから公園まで」と保持を続けています。

考えること：今の道路状況と本人の意思をどう確認しますか。安全な場所に着いた後、同じ保持を続ける必要があるか、判断の根拠を書いてください。

最初の行動と理由	確認が必要な情報

ケース2 座って参加できるようになった、という評価 基本

未就学のBさんは集団課題の途中で立ち上がります。机を椅子に近づけ、横に職員が座ると動けなくなり、活動記録には「20分着席できた」と書かれました。Bさんは教材に手を出すことが減り、終了後すぐに部屋を出ます。担当者は保護者に成果として伝えようとしています。

考えること：何をもって参加できたと評価しますか。現在の配置で確認することと、活動を変える案を挙げてください。

最初の行動と理由	確認が必要な情報

ケース3 座位保持装置のベルトを外すべきか 判断が分かれる場面

重症心身障害のあるCさんは、専門職の調整を受けた座位保持装置を使用しています。新任職員は「ベルトは拘束だから外そう」と言いました。一方、最近Cさんの身体が片側に寄ることが増えています。使用目的の記録はありますが、調整後の確認日がすぐに見つかりません。

考えること：独断で外すことと、そのまま使い続けることにはどんな危険がありますか。今の安全を確かめ、誰と何を再評価しますか。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース4 静かな部屋の出口 判断が分かれる場面

Dさんは大きな音が重なると耳を塞ぎ、別室へ行くことがあります。今日は職員に案内されて入り、職員がドア前に立ちました。Dさんが出口へ向かうと「まだ落ち着いていない」と戻されます。隣室の子どもは別の活動へ移り、騒音は止まっています。

考えること：本人が選ぶ休憩と、退出を制限する対応をどこで見分けますか。今の危険、代替策、終了条件を具体的に検討してください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース5 硬い物を振り上げた 緊急対応

中学生のEさんに活動終了を伝えた直後、Eさんが硬い教材を振り上げました。近くに他児が2人います。室内の職員は2人で、一人は出口の近くにいます。別の職員は事務室にいますが、まだ連絡していません。Eさんには複数の職員が同時に話しかけると緊張が強まることがあります。

考えること：最初の役割分担と、身体を制限する前に取れる対応を決めてください。危険が続く場合の応援・外部連絡と、観察すべき状態を挙げてください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース6 危険が去った後も、保持が続く 緊急対応

Fさんが他児へ向かう動きをしたため、職員が身体の動きを制限しました。他児は別室へ移り、危険な物も片付けました。Fさんは「手を離して」と言っていますが、職員は「また始まると困る。謝るまで」と続けています。開始時刻を確認した職員はいません。

考えること：当初の危険と現在の必要性を分けてください。解除と安全な見守りへ移るため、何を確認し、誰が判断・記録しますか。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース7 送迎で固定具を追加する提案 管理者の判断

Gさんは帰りの長い乗車中に身体を動かし、ベルトに手をかけます。職員から「市販の固定具を追加すれば安全」と提案があり、保護者も事故を恐れて同意しています。装具の適合や本人の姿勢について専門的な確認は行っていません。次の送迎は明日です。

考えること：明日の運行を安全にするため、何を先に確認・調整しますか。保護者同意と三要件、装具の安全確認をどう区別して説明しますか。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

ケース8 実施件数ゼロの事業所 管理者の判断

委員会の資料には拘束ゼロとあります。しかし日誌には「Hさんは毎日別室で過ごす」「Iさんは机を近づけると立たない」と書かれています。担当職員はどちらも介助と考え、拘束記録を作っていません。管理者は「ゼロを継続できた」と年度報告をまとめようとしています。

考えること：数字の集計前に、何を現場で確かめますか。個別の支援検討と、委員会が見直す組織の課題を分けてください。

最初の行動と理由

確認が必要な情報

16

個人ワーク「危険だった」を具体化する

次の記録を読み、三要件の評価に必要な情報を整理します。「以前から他害があり、今日は職員が少なかった。保護者の同意書もあるため保持した。落ち着いたので終了した」。この記録に書かれている事情のうち、そのままでは現在の切迫性・非代替性・一時性の説明にならないものを挙げてください。

次に、当日の観察者へ質問する内容を作ります。実際の態様や時刻を推測して完成させず、何を誰に確かめれば検証できるかを考えます。最後に、自分の勤務で同じ情報不足を起こさないため、役割や記録方法を一つ変える案を書いてください。

確認する事項	質問・自分の考え
今迫っていた重大な危険	
試した代替策と結果／実施困難だった理由	
実際の制限、開始終了時刻、本人の状態	
解除の根拠と、その後の支援	
組織の確認者／次の勤務で変えること	

17

机上 実動訓練 応援 観察 解除判断をつなぐ

机上で判断を考えた後、応援と連絡を実動で確かめます。目的は、周囲の安全を確保し、状況の変化に応じて対応を見直し、観察と引継ぎを続けることです。所要時間の目安は30分です。平面図、児童・職員の位置カード、応援手順、連絡先台帳、記録票を準備します。

進行者、訓練安全担当、観察・評価者を決めます。これらは訓練を進める役割であり、場面内の支援職員の人数には数えません。訓練Aの職員役は、室内の甲・乙と事務室の丙の3人です。訓練Bは別の配置で行います。少人数で実施する場合は位置カードで役割を動かし、その場にはいない職員が支援したことはありません。

机上訓練A：危険が高まった場面での分担

ケース5を読み、次の初期カードを配ります。参加者は「誰が、何を、どの順に行うか」を決め、足りない情報を進行者へ尋ねます。進行者は初期条件以外を必要に応じて勝手に補わず、確認できない点は未確認として参加者へ返します。

初期カード	参加者へ示す条件
時刻と場所	15時05分、活動室。平面図上に位置を置く。廊下の先に空いている静かな部屋がある。
子ども	Eさんが硬い教材を振り上げ、近くに他児2人がいる。他児は短い声かけで移動できる設定とする。負傷の有無はまだ確認されていない。
職員	甲はEさんから距離を取った位置、乙は出口近く、丙は事務室にいる。乙から出口へ向かう経路は空いている。
連絡	室内から事務室へ連絡できる訓練用端末がある。丙は応援要請を受けるまで場面へ加わらない。
環境	活動の音が流れている。停止できる。ほかの部屋で支援中の子どもはこの訓練設定にはいない。

参加者が行動を宣言した後、進行者は追加情報を一つずつ提示します。最初から追加情報を参加者へ配らず、各段階で現在の危険、必要な支援、次の確認を記録してから進めます。身体拘束を実施することを訓練の到達点にしません。

進行者用の追加情報	提示する条件
他児の移動後	移動経路と担当を確認した案が出たら「他児2人は乙と静かな部屋へ移動し、人数確認が済んだ」と伝える。未実施なら移動済みにしない。
音を止めた後	停止の行動が出たら「活動の音は止まった」と伝える。応援要請があれば丙の役割を参加者に指定してもらう。
状況の変化	その後「Eさんは教材を床に置き、一步下がった」と伝える。表情・反応・周囲の安全は引き続き確認する事項とする。

終了時には、現在の子どもの状態、他児の所在と担当、継続する見守り、次に確認する時点を報告します。状況が変わっても初めの危険だけを理由に同じ対応を続けていないかを、観察役が振り返ります。

机上訓練B：実施後の観察と解除を考える

ここからはケース6に基づく別の場面へ切り替えます。訓練Aから続けて制限を開始する設定ではありません。以下は、既に行われている制限をどう見直すかを考える記録カードです。制限の開始が適切だったと認定する情報ではなく、その適否も後で検証します。身体への介入は実演しません。

記録カード	参加者へ示す情報
現在	15時12分。職員甲がFさんの身体の動きを制限している。他児は別室におり、危険な物は片付いている。
配置	甲は実施者、乙は観察者、丙は別室の他児の見守り、丁は連絡可能な管理者。計4人で、丙は他児の見守りを続ける。
本人の様子	Fさんは「手を離して」と話している。職員乙が観察を始めたが、痛み、呼吸、全身状態の確認はまだ済んでいない。

記録カード	参加者へ示す情報
実施の経過	甲は「他児へ向かう動きがあった」と説明するが、開始時刻、実際の態様、試した代替策の記録は見当たらない。
継続の理由	甲は「また始まると困る。謝るまで」と話す。参加者は現在の必要性和、制限の少ない見守りへ移る条件を検討する。

参加者は、身体状態の確認、現在の危険と必要性の再評価、実施者への働きかけ、管理者への報告を分担します。必要性がなくなった制限の終了を、記録完成や謝罪まで待たせません。進行者は「保護者から電話が来た」、電話対応を検討した後に「観察担当の乙に交代が必要になった。電話対応を終えた管理者丁が交代可能」と伝えます。本人を観察する役割が空かない引継ぎと、確認できた事実・未確認事項の説明を考えます。

開始時刻などの不明点は、観察者や連絡記録から確認する方法を示し、推測で埋めません。現在の対応、次の観察担当、管理者への報告、未確認事項の確認担当が決まったところで、この机上訓練を終えます。

実動訓練：役割と連絡を実際に動かす

訓練Aで決めた役割に沿って、応援を呼ぶ、他児を安全な場所へ誘導する言葉を発する、台帳から連絡先を選ぶ、模擬電話で状態と必要な支援を伝える、時刻と観察内容を記録する動作を行います。続けて、訓練Bのカードを使い、観察担当の引継ぎと保護者への説明を実演します。

開始前に、床や通路を確認し、訓練中止の合図を共有します。子どもを参加させて危険を再現したり、職員同士で押さえ付けたりしません。実際の緊急番号には発信せず、端末は模擬通話用とします。危険や不快が生じた場合は訓練安全担当が中止します。役割と次の確認時点が共有され、物品を片付けて通常業務へ戻れることを確かめて終了します。

振り返りでは、判断の結論だけでなく、どの情報が入った時点で対応を変えたかを確認します。実行できなかった仕事は、応援の到着、見守り場所、連絡手段、指針の分かりにくさなどに分けて改善します。改善担当、期限、再訓練日を決め、つまづいた部分を修正してもう一度行います。

訓練の振り返りシート

実施日・参加者：

評価者：

評価する項目	できたこと・改善
場面内の人数で役割を分け、周囲の安全と退路を確保した	
状況の変化に応じて危険と代替策を再評価した	
解除の判断を服従や謝罪の条件にしなかった	
状態・時刻・未確認事項を引き継いだ	
改善担当・期限・再訓練日を決めた	

18

理解度確認 判断を言葉にする

全10問です。言葉を暗記しているだけでなく、自分の現場で何を確認し、どう動くかを書いてください。三要件、安全確保、解除に関する迷いは、解説後にもう一度確認します。

問1

切迫性・非代替性・一時性を、それぞれ現場で尋ねる質問に言い換えてください。

回答・理由：

問2

保護者同意書があり、過去に他害もありました。それだけで今日の制限を決められますか。理由を書いてください。

回答・理由：

問3

他児が退避し、危険物も片付きましたが「再び暴れるかもしれない」と保持が続いています。何を再評価しますか。

回答・理由：

問4

座位保持装置のベルトを見て、新任者が外そうとしています。止めて確認する情報を三つ挙げてください。

回答・理由：

問5

本人が選んだ静かな部屋でも、職員が退出を阻んでいます。どの点が新たな検討対象になりますか。

回答・理由：

問6

身体拘束等を実施した際の記録に必要な基本項目を挙げ、「危険のため」だけでは足りない理由を説明してください。

回答・理由：

問7

今年の拘束実施がゼロでした。委員会・指針・研修は省けますか。また何を点検しますか。

回答・理由：

問8

職員不足が続き、代替支援が実施できません。現場の工夫に加えて管理者が見直す事項を二つ挙げてください。

回答・理由：

問9

拘束件数は減りましたが、外出や集団活動への参加も減っています。改善の評価で何を確認しますか。

回答・理由：

問10

緊急時の訓練で実際に押さえ付ける練習を提案されました。代わりに実動で確認すべき行動を挙げてください。

回答・理由：

19

解答 解説 必要性と代替策を確かめる

回答を照合するときは、結論だけでなく、どの情報を判断の根拠にしたかを確認します。別の方法が考えられる場合には、本人への負担と実行条件を比較してください。

問1の解説

切迫性は「誰の生命・身体に、どのような重大な危険が今迫っているか」、非代替性は「他児の退避や環境調整、応援等で回避できないか」、一時性は「何を見て終了し、継続をいつ再評価するか」と具体化できます。三つすべての確認が必要です。〔2〕

問2の解説

決められません。同意と過去の危険は重要な情報ですが、現在の危険、代替策、時間と解除を確認する代わりにはなりません。予見できる危険には、平常時から組織で支援を検討します。〔2〕

問3の解説

現在も重大な危険が迫っているか、距離を取った見守り等へ移れるか、保持を続ける必要性があるかを再評価します。当初の緊急性は無期限の継続理由になりません。必要性がなくなれば速やかに終了し、本人の状態を確認します。

問4の解説

使用目的、専門職の評価、適合、本人の姿勢や呼吸等の状態、目的外使用の有無などです。転落や姿勢への影響があり得るため独断で外さず、異常があれば必要な専門的確認につなぎます。〔3〕

問5の解説

入室時の選択とは別に、今の退出の自由が制限されています。現在の危険と代替策、本人の意思、継続時間を確認します。「クールダウン」という名称で閉じ込めを見落とさないことが重要です。

問6の解説

態様・時間、本人の心身の状況、緊急やむを得ない理由等が基本です。三要件、代替策、組織確認、観察と解除、説明・報告まで追える形にします。「危険」の具体的内容がなければ必要性を検証できません。〔2〕

問7の解説

省けません。予防の体制は実施件数にかかわらず必要です。施錠、囲い、装具の目的外使用、離れられない介助など、記録上の名称に隠れた制限がないか点検します。〔2〕

問8の解説

応援体制、配置、業務量、活動の構成、設備や動線、専門支援との連携などを見直します。人員不足そのものを非代替性の証明にしないでください。実行できる方法を増やすことが管理の課題です。

問9の解説

本人の希望、参加の機会、別室で過ごす時間、支援者が活動を避けていないかなどを確認します。件数だけの減少で成功とせず、安全と自由、参加を合わせて評価します。

問10の解説

応援要請、他児の誘導、退路確認、模擬通報、観察情報の伝達、時刻の記録、解除を再評価する発話等を練習できます。危険な身体介入を再現せず、役割と仕組みが動くかを確かめます。

ケース1の解説

出発時に本人から手を取ったことは、その後も保持を続ける同意ではありません。手を引く反応の理由を確認し、車の出入りがある場所では目の前の危険を避けながら、安全に止まれる場所へ移ることを考えます。急な保持で転倒等を招かないよう、周囲と本人の状態を見ます。

待機場所に着いた後には、同じ保持を続ける必要性を改めて評価します。疲れ、歩く速度、接触の負担、行き先への不安を確かめ、休憩や歩く位置、同行者などを調整します。本人が受け入れている接触と、拒否しても離せない制限を実態で見ることが中心です。

今回は途中の休憩場所と意思表示を確認し、危険な場所で無理に判断する場面を減らします。「安全のため」という目的だけで、どの強さ・時間の保持も適切になるわけではありません。〔1〕〔3〕

ケース2の解説

着席時間が伸びたことだけでは、本人が安心して参加できたとはいえません。机や職員の位置によって立ち上がれなくなっていないか、本人が休憩や終了を伝えられるかを確認します。教材への働きかけの減少と退出の様子は観察事実であり、その意味はさらに確かめます。

安全に立てる配置へ見直し、活動時間、課題量、姿勢、刺激を評価します。立って取り組む、短い参加から始める、途中で休む、本人が教材を選ぶ方法などを比較します。保護者には着席の数字だけで成果を伝えず、参加の実態と見直す点を説明します。

評価は、本人が関わりを選べたか、意思を伝えられたか、活動の目的に沿った経験が得られたかで行います。身体を自由を制限して着席させることを、療育の名称で見過ごさないでください。〔1〕〔3〕

ケース3の解説

ベルトには姿勢や機能を支える目的があり得るため、独断で外すと転落、姿勢の崩れ、呼吸や嚥下等への影響が生じる可能性があります。一方、身体が片側へ寄る変化を、従来の装具だからと放置することも適切ではありません。まず現在の姿勢と苦痛、身体状態を確かめ、必要な支援を求めます。

使用目的、評価・調整の記録、適合、使用時間、本人の反応を専門職や保護者と再確認します。目的外に立ち上がりや移動を止めるために使っていないかも見ます。名称だけで拘束・非拘束を一律に決めるのではなく、必要な支援と実際の制限を検討します。〔3〕

使用目的と確認点、状態が変わったときの連絡先を、装置を扱う職員へ引き継ぎます。新任者が不明点を質問できることと、独断で変更しないことの両方が必要です。

ケース4の解説

今日は職員に案内されて入室しており、Dさん自身がその場所を選んだかは分かりません。入室時の意思と、今そこから出たいという反応を分けて確かめます。出口を塞ぐ対応、周囲の騒音が止まったという変化は、現在の必要性を再評価する情報です。「まだ落ち着いていない」という印象だけで退出を阻み続けしないでください。

本人の状態と出口周辺の安全を確認し、退出できる静かな場所や距離を取った付き添いへ変えられるかを検討します。危険がある場合も、他児の移動、刺激の低減、応援などの代替策を考え、終了を服従の条件にしません。〔1〕〔2〕

平常時に本人と休憩場所や戻り方を確かめ、誰がどう見守るかを共有します。部屋に入った回数だけでなく、本人が選べたか、出られたか、活動へ戻る機会があったかを点検します。

ケース5の解説

まず出口と移動経路の安全、他児が移動できる状態かを確認します。安全に誘導できる場合は、出口近くの職員が他児を案内し、もう一人は本人との距離と退路を確保しながら短い言葉で関わります。事務室へ応援を求め、連絡や周囲の安全確認を分担します。大勢で囲み、同時に説得することを避け、要求と刺激を減らします。

本人を押さえる前に、他児の退避や活動の中止などで危険を回避できないかを検討します。危険が続いて現場で安全を確保できない場合は緊急支援を求めます。必要な判断はその場の状態に基づき、短い事例だけで例外を一括承認するものではありません。〔2〕

危険物の配置、終了の予告、応援経路を後から見直します。危険が減った後は同じ要求を直ちに再開せず、本人の状態と次の過ごし方を確認します。訓練では位置カードと模擬連絡を用い、この役割分担を確かめます。

ケース6の解説

当初の対応の適否は、その時点の危険と代替策を検証する必要があります。それとは別に、今は他児と危険物が離れたという状況変化があります。「謝るまで」という条件は、生命・身体を守るための必要性の評価ではありません。現在の危険と、より制限の少ない見守りへ移れるかを直ちに再評価します。

必要性がなくなった制限は速やかに終了し、本人の身体状態を確認します。実施者だけでなく別職員が状態と周囲の安全を見て、代替の付き添い等を整えます。開始時刻が不明なら不明とし、観察者や連絡記録から確認を進め、都合のよい時刻を作りません。〔2〕

開始時点から観察と解除判断の役割を置き、何を見て継続の必要性を評価するかを共有します。本人の拒否を反省不足と捉えず、痛み、恐怖、援助の必要として受け止めることも重要です。

ケース7の解説

市販されていることや保護者の同意だけでは、Gさんと車両に適した安全な使用が確認されたことにはなりません。装具を先に追加せず、現在の安全装具の適合、本人の姿勢や不安、乗車時間、同乗体制等を確認します。運行中の危険が見込まれるなら、便や時間、必要な支援体制を調整します。

身体を自由を追加して制限する対応は、その実態と必要性を検討します。保護者同意は三要件の代わりではなく、装具の適合や安全要件の確認とも別です。呼吸や姿勢、緊急時の脱出への影響も含め、専門的な評価と製品・車両側の確認につながります。〔2〕〔3〕

「固定しなければ送迎できない」と保護者へ責任を戻さず、短い便、経路、予告、同乗者などを比較します。追加・変更を現場職員だけで決めない手順と、本人の状態が変わったときの見直しを整えます。

ケース8の解説

ゼロという数は、記録上の分類の結果です。Hさんが自ら別室を選び、退出や活動参加を選べるか、Iさんは机の配置で立ち上がれなくなっていないかを現場で確認します。子どもの反応と、職員が何をしているかを具体的に整理し、呼び名だけで判断しません。

個別支援会議では、本人が避けたい条件や求める援助、代替活動、環境調整を検討します。委員会では、記録の定義、職員の理解、指針、配置、報告経路を見直します。実施件数がゼロでも委員会・指針・研修の体制は必要です。〔2〕

年度報告では、ゼロを守るために事実を小さく扱わず、見つかった制限と改善を報告します。本人の自由と参加が増えたかを評価し、迷いを提出した職員を責めないことが、実態を把握できる組織につながります。

20

研修後の確認 三要件を自分の言葉で説明する

次の行動を「自分で実行できる／支援があればできる／再学習が必要」で確認します。三要件を言えるだけでなく、自分の現場で確認する情報や代替策を一つ示してください。不安がある項目は、同行支援、専門職への確認、次回の訓練に結び付けます。

確認する行動	自己評価・次の練習
行為の名前でなく、実際の自由の制限を説明する	
現在の危険、代替策、解除条件を具体化する	
応援・他児の安全・観察・連絡を分担する	
態様・時間・状態・理由と解除を記録する	
装具を独断で変更せず必要な評価につなぐ	
拘束件数と本人の参加を一緒に評価する	

次の勤務で確認する場面を一つ選び、誰と、いつ振り返るかを決めます。例として「集団活動の座席配置を担当者と観察し、休憩を選べるかを次の支援会議で確認する」があります。本人に制限を試して学習することはしません。

21

現場点検 原則禁止が実際に働いているか

各項目を、指針や記録の有無だけでなく、実際の場面と照合して確認します。「できている」とした根拠を文書名、実施日、観察した事実で示し、残る課題には担当・期限・暫定措置を付けます。

点検項目	確認した証拠・改善
休憩・退出・拒否を伝える方法を本人が使える	
囲い・施設・装具の目的外使用等を点検している	
装具の目的・適合・異常時連絡を引き継いでいる	
応援先、他児の避難先、観察と連絡の役割が明確	
各回の必要性、態様、時間、状態、解除を追える	
委員会・指針・年次と新任時研修を確認できる	
本人・保護者説明と必要な外部連絡を確認できる	
代替支援と本人の参加を一緒に評価している	

22

A4一枚クイックリファレンス

身体拘束等を防ぐ判断と行動

危険を具体化する。誰の生命・身体に、どの重大な危険が今迫っているか。診断名、過去の行動、人員不足だけで決めない。

他児の退避、危険源との距離、刺激・要求の調整、応援を検討する。本人と職員の退路を確保し、大勢で囲まない。

緊急やむを得ない場合は切迫性・非代替性・一時性のすべてを確認する。保護者同意は三要件の代わりではない。

身体状態と必要性を繰り返し確認し、必要性がなくなれば速やかに解除する。謝罪や服従を終了条件にしない。異変は救命・119を優先する。

態様、開始終了時刻、心身の状態、理由、代替策、組織確認と解除を記録する。本人・保護者への説明、虐待疑いの通報、委員会の検証へつなぐ。

実施ゼロでも委員会・指針・研修は必要。

責任者・代行：

応援先：

通報窓口：

救急119・警察110

23

自由と安全を支える仕組みを続ける

身体拘束等の適正化は、禁止を掲げるだけでも、例外要件の書類を整えるだけでも実現しません。本人の負担を知り、意思表示に応じ、環境と支援を変える選択肢を増やすことが中心です。緊急時には安全を確保し、制限が生じた場合も必要性を見直して解除し、事実を記録して次の予防へ戻します。

研修の終わりに、日常の支援で確かめることを一つ選んでください。机の配置、別室での過ごし方、送迎の装具、交代の手順など、具体的な場面から始められます。本人がより安心して動き、選び、参加できるようになったかを、支援者の印象だけでなく本人の反応と実際の記録から確かめます。

次の勤務で試すこと

一緒に確かめる人と、振り返る日

法令と参考資料

今後の制度改正への備え

こども性暴力防止法は2026年12月25日施行予定です。制度確認日現在は公布済み・未施行で、指定障害児通所支援は義務対象です。研修、相談・報告、採用・配置や情報管理等の準備は、現行の虐待防止等の義務と区別して進めます。BOOK 00の改正対応と公式の準備資料を確認してください。〔9〕

本文の〔番号〕は以下の資料に対応します。制度確認日は2026年9月30日です。リンクから発出元の資料を参照できます。

〔1〕 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：平成24年厚生労働省令第15号

該当箇所：第44条・第45条・第54条・第71条

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔2〕 指定通所支援基準の解釈通知（令和6年4月改正・新旧対照）

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：2024年4月12日公表資料

該当箇所：身体拘束等の禁止・虐待防止

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔3〕 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向け）

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：2024年7月

該当箇所：虐待の判断、通報、身体拘束の廃止

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔4〕 指定通所支援報酬の算定に関する留意事項（令和8年4月改正後全文）

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：2026年3月31日こ支障第88号改正

該当箇所：身体拘束廃止未実施減算・虐待防止措置未実施減算

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔5〕 障害者虐待防止法

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：平成23年法律第79号

該当箇所：第16条等

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔6〕 児童虐待防止法

発出機関：国／こども家庭庁・厚生労働省 発出・更新日：平成12年法律第82号

該当箇所：第6条等

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔7〕 堺市 障害福祉のしおり その他相談窓口

発出機関：堺市 発出・更新日：2026年4月1日更新

該当箇所：障害者虐待防止相談窓口

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔8〕 堺市指定障害児通所支援等基準条例

発出機関：堺市 発出・更新日：平成24年条例第68号

該当箇所：第2条

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔9〕 こども性暴力防止法 施行準備情報

発出機関：こども家庭庁 発出・更新日：2026年9月確認

該当箇所：施行日・準備資料

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

〔10〕 堺市 こどもの虐待とは

発出機関：堺市 発出・更新日：現行公表資料

該当箇所：通告義務・窓口

[発出元の公式資料を開く](#) ↗

COPY & USE

研修と補講の記録

実施日・時間／研修番号／講師／教材版

参加者と欠席者

取り上げた章・ケースと実技

理解確認で残った疑問と再確認の結果

欠席者の補講日と実施内容

現場で変更すること・担当・期限・確認者

COPY & USE

改善の記録

課題番号／確認日／担当者

起きたことと子どもへの影響

実施した対応と判断の理由

委員会等で決めた改善と担当者

改善期限と確認方法

実際に変わったことと残る課題

指針・計画の変更箇所と次回確認日

事業所の確認欄と改訂履歴

指針・計画の名称と保管場所

責任者と不在時の代行者

外部連絡先と受付時間

地域・建物・設備に応じた適用事項と確認先

確認日・回答の保管先・次回確認予定日

版・日付	改訂内容
Ver.1.0 2026年9月30日	初版
Ver.1.1 2026年9月30日	本文・演習・記録様式の改訂
Ver.2.0 2026年9月30日	読み物としての再編集、図版・組版・印刷用PDFの制作

制度改正、連絡先や役割の変更、事故・訓練で見つかった課題を確認し、指針・計画と教材を更新してください。

A4判・両面印刷対応。本文と記入用紙は実寸で印刷してください。挿絵は本教材のために制作したイメージであり、実在する事業所や利用児童の写真ではありません。

身体拘束等の適正化 無料公開版の利用案内

発行・提供：はまなす行政書士事務所
公開用補足：2026年10月1日／Web版1.0
本文：Ver.2.0（2026年9月30日）

事業所の内部研修にご利用ください

本教材は無料で閲覧・ダウンロードでき、事業所内の研修のために印刷・複製・職員へ配布できます。記入用紙は事業所の実情に合わせてご利用ください。国の認定教材・修了証ではありません。

本文の事例、演習、所要時間、到達判定の提案を、自事業所の指針・計画・役割・連絡先に合わせて使います。読む研修、行動を確かめる訓練、委員会の開催、計画の整備は区別し、実施した内容を記録してください。

本文の参照先の訂正

本文4ページの「前のページの到達目標」は、本文2ページの「本書で身につけること」を参照してください。本文のページ番号は変更していません。

指針に加える確認事項

身体拘束等の適正化の指針には、本人・家族等が指針を閲覧するための基本方針も含めます。閲覧できる場所・方法・対応担当を確認してください（本文15・33ページの補足）。

参考資料・根拠は本文巻末に掲載。地方自治体・消防・保健所の最新の取扱いと施設条件を確認して運用してください。

掲載先：<https://hamanasugyousei.com/training-textbooks/>

再配布先の案内には上記ページのリンクをご利用ください。第三者の資料には各発行元の利用条件が適用されます。